

新潟県作業工具製造業最低工賃の廃止決定に係る新潟地方労働審議会の意見  
に関する公示

新潟労働局一般公示第3号

令和8年3月4日新潟地方労働審議会から新潟県作業工具製造業最低工賃の廃止決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の廃止決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項に基づき、令和8年3月19日までに、新潟労働局長あて（新潟市中央区美咲町1丁目2番1号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和8年3月4日

新潟労働局長 福岡 洋志

記

新潟県作業工具製造業最低工賃廃止決定に係る新潟地方労働審議会の意見要旨

次の新潟県作業工具製造業最低工賃を廃止すること。

1 適用する家内労働者

新潟県の区域内で作業工具製造業に係る研磨の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1丁につき、金額欄に掲げる金額

品目	規格		工程			金額
	材質	長さ又は仕様寸法	区分	手順	使用する研磨材	
プライヤー	鋼(S55C以上のものに限る。)	200ミリメートル	第1研磨	1 頭部研磨	バフ 60 番手以上 90 番以下又はベルト 60 番手以上 90 番手以下	23 円 48 銭
				2 平面研磨	ベルト 60 番手	
			第2研磨	平面縦研磨総磨き	(1)バフ100番手 (2)バフ150番手 (3)バフ200番手 目つぶし	29 円 28 銭
ペンチ	鋼(S50C以上のものに限る。)	175ミリメートル		平面仕上げ研磨	(1)ベルト 100 番手 (2)ベルト 240 番手	7 円 41 銭

モンキー レンチ	鋼（S CM又 はS C r-V のもの に限 る。）	200 ミリ メートル	第 1 研磨	柄部研磨	(1) グラインダー30番手以上 36番手以下 (2) バフ 90番手 以上 100番手以 下又はベルト 60番手	15 円 26 銭
					上記(1)の工程 を除く場合	7 円 20 銭
			第 2 研磨	頭部(R 部)研磨	(1) グラインダー30番手以上 36番手以下 (2) バフ 90番手 又はベルト 60 番手	10 円 57 銭
第 3 研磨	頭部(R 部及び平 面)仕上 げ研磨	(1) バフ 150番 手 (2) バフ 200番 手 (3) バフ 250番 手目つぶし	11 円 66 銭			
パネル スパナ	鋼(S 55C以 上のも のに限 る。)	17 ミリ メートル × 19 ミリ メートル	第 1 研磨	全周研磨	(1) グラインダー36番手 (2) バフ 90番手 又はベルト 60 番手	12 円 08 銭
					上記(1)の工程 を除く場合	7 円 20 銭
			第 2 研磨	1 側面 (両頭部 R部)仕 上げ研磨	バフ 200番手	12 円 08 銭
2 平面 (両頭 部)仕上 げ研磨	バフ 200番手					

4 効力発生の日  
法定どおり